経常収支	23,200	9,346	19,396
（対前年同月比）	（19.6）	（−4.3）	（5.6）
資本移転等収支	−147	−145	−466
直接投資	11,811	14,614	4,767
証券投資	63,329	11,731	32,147
金融派生商品	3,702	−175	−3,308
その他投資	−70,742	−11,727	8,702
外貨準備	441	−1,006	−2,073
金融収支	8,542	13,437	40,236
誤差脱漏	−14,512	4,236	21,306

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

特別支給手続開始決定公告

平成29年9月20日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成29年第1号
2　特別支給手続開始決定の年月日　平成29年9月20日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成24年1月頃から平成24年5月下旬頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
被告人松下憲二らが、実体のない会社の社債の払込金の名目で現金をだまし取るため、東京都内の事務所において、被害者らに対し、電話で、株式会社インプレッサや株式会社ヤマト環境の社債を購入すれば多額の利息等が得られる、購入した社債を高額で買い取るなどとうそを言うなどして被害者らをその旨誤信させ、被害者らから、被告人松下憲二らが管理する株式会社インプレッサ等の名義の普通預金口座への振込入金又は現金の交付を受けた行為（主な犯行態様について後記4を参照）。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　主な犯行手口
ア　被害者に対し、証券会社の従業員を装い、「株式会社インプレッサ」（以下「インプレッサ」という。）又は「株式会社ヤマト環境」（以下「ヤマト環境」という。）のパンフレットが届いていないかとの電話を数日間に数回かけた後、同パンフレットを送りつける。
イ　再び前記証券会社の従業員を装って被害者に電話をかけ、インプレッサ又はヤマト環境のパンフレットは届いていないか、インプレッサ又はヤマト環境の社債はパンフレットが届いた人しか購入することができないが、購入した社債は高額で買い取るので購入してほしいなどとうそを告げる。
ウ　被害者が社債の引受けに興味を示すと、インプレッサ又はヤマト環境に電話をかけるよう勧め、被害者が電話をかけると、インプレッサ又はヤマト環境の従業員を装った者が、被害者に対し、インプレッサ又はヤマト環境はいずれ上場する予定である、社債を買えば多額の利息等が得られるなどとうそを言い、その旨誤信した被害者に社債の引受けを決意させ、社債の払込金名目で、指定する普通預金口座への振込入金又は犯人への現金の手渡しでの交付をさせる。
エ　振込入金したときは、後日、社債券が被害者に郵送され、現金を手渡しで交付したときは、現金と引き換えに社債券が被害者に交付される。
オ　被害者に社債の払込金名目で振込入金又は現金の交付をさせた後も、被害者に対し、電話をかけて、配当利率がよくなるなどとうそを申し向けて、社債を更に引き受けることを勧め、その旨誤信した被害者に社債の引受けを決意させ、社債の払込金名目で振込入金又は現金の手渡しでの交付をさせ、繰り返し金銭をだまし取る。
⑵　犯人らが指定した振込送金先普通預金口座（検察官が既に把握しているもの）
ア　三菱東京ＵＦＪ銀行高円寺支店
株式会社インプレッサ名義　口座番号0079483
イ　三菱東京ＵＦＪ銀行浦安支店
北原工業株式会社名義　口座番号0955288
ウ　三井住友銀行高円寺支店
株式会社インプレッサ名義　口座番号7349771
⑶　犯人らが使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）
03―6365―4239、03―6316―4556、03―5843―5043、03―6812―0503、03―6386―3365
03―5843―8096、03―6385―4879、03―6892―7718、03―6316―1822、03―6759―8368
03―6362―0064、06―7177―7234、092―518―0880、052―559―1377、0120―985―542
5　残余給付資金として見込まれる額　82,448,311円
6　特別支給申請期間　平成29年9月20日から平成29年10月27日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価格の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　松下　憲二
⑵　裁判所名　東京地方裁判所
⑶　裁判年月日　平成25年12月24日
⑷　確定年月日　平成26年5月15日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、実体のない会社の社債の払込金の名目で現金をだまし取ろうと考え、中村圭助ほか27名及び氏名不詳者らと共謀の上、平成24年3月27日頃から同年5月21日までの間、東京都内の事務所において、被害者らに対し、電話で、株式会社インプレッサや株式会社ヤマト環境の社債を購入すれば多額の利息等が得られる、購入した社債を高額で買い取るなどとうそを言うなどして被害者らをその旨誤信させ、被害者らから、被告人らが管理する株式会社インプレッサ等の名義の普通預金口座への振込入金又は現金の交付を受け、現金合計1億7,000万円をだまし取った。
（罪名）
詐欺
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）
〒100―8903　東京都千代田区霞が関1－1－1
東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室
電話番号03―3592―5611（代表）内線4392

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を平成29年9月6日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成29年9月20日　財務大臣　麻生　太郎